

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月24日

広島市長

提出者

住所 広島市中区基町9番32号

氏名 広島市水道事業管理者

広島市水道局長 榘原 茂

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-511-6806

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	広島市水道局 技術部 緑井浄水場
事業場の所在地	広島市安佐南区緑井町311番地
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	水道業
②事業の規模	給水能力 200,000 m ³ /日
③従業員数	34人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	河川表流水の浄水処理工程で発生する汚泥を濃縮・加圧脱水し汚泥ケーキを排出。 汚泥ケーキは再生処分業者に委託し路盤材等に再資源化。

別紙1

(産業廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(令和 6 年度) 実績量
 計画:今年度(令和 7 年度) 計画量

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項	
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻										
汚泥	36355	36786					35332	35755		
廃油										
廃酸										
廃アルカリ										
廃プラスチック類										
紙くず										
木くず										
繊維くず										
動植物性残さ										
動物系固形不要物										
ゴムくず										
金属くず										
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず										
鋳さい										
がれき類										
動物のふん尿										
動物の死体										
ばいじん										
合計	36355	36786	0	0	0	0	35332	35755	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙1
(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

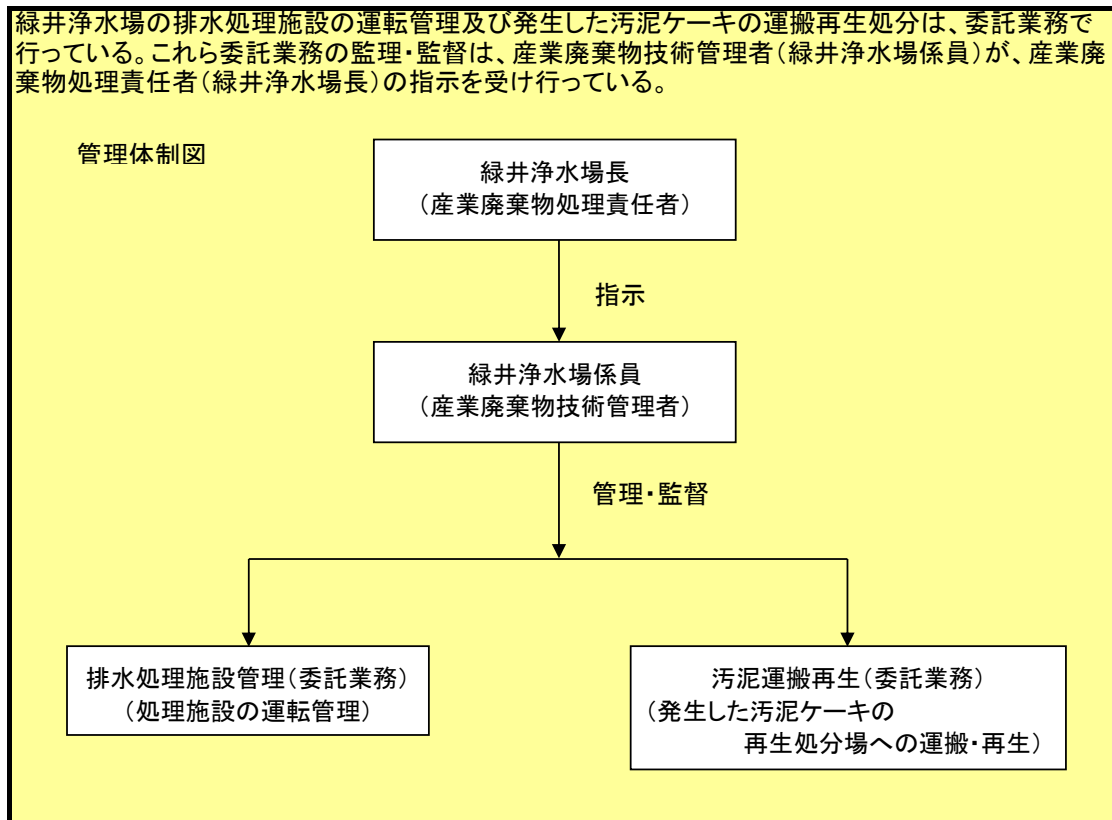
単位:トン/年

産業廃棄物の種類	処理委託に関する事項									
	全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻										
汚泥	1023	1031	1023	1031	1023	1031				
廃油										
廃酸										
廃アルカリ										
廃プラスチック類										
紙くず										
木くず										
繊維くず										
動植物性残さ										
動物系固形不要物										
ゴムくず										
金属くず										
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず										
鋳さい										
がれき類										
動物のふん尿										
動物の死体										
ばいじん										
合計	1023	1031	1023	1031	1023	1031	0	0	0	0

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)

緑井浄水場の排水処理施設の運転管理及び発生した汚泥ケーキの運搬再生処分は、委託業務で行っている。これら委託業務の監理・監督は、産業廃棄物技術管理者(緑井浄水場係員)が、産業廃棄物処理責任者(緑井浄水場長)の指示を受け行っている。



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>汚泥排出量の抑制のため、汚泥の1次濃縮及び2次濃縮を実施。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>同上。</p>

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	—
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	—

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	—
②計画 (今後実施する予定の取組)	—

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	汚泥ケーキ量低減のため、汚泥濃度を日常的に測定し、汚泥濃縮装置及び汚泥脱水機の適正な運転管理を実施。
②計画 (今後実施する予定の取組)	同上。

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	—
②計画 (今後実施する予定の取組)	—

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	再生処分業者が行う路盤材等への再資源化について、履行の現場確認を実施。
②計画 (今後実施する予定の取組)	同上。